特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１号

徳島市八万町橋本27番地５
清算株式会社　ＭＫＴ株式会社
代表清算人　片山　克毅

1　決定年月日　平成30年３月14日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　協定債権

1　協定債権者

清算株式会社に対して協定債権を有する債権者（以下「協定債権者」という。）は、別表の「債権者名」及び「リース会社名」欄記載のとおりである。

2　協定債権の額

⑴　協定債権者のうち、別表の「債権者名」欄に名称が記載された各協定債権者の有する協定債権額は、基準日を平成28年11月１日として、「H28．11．１現在」欄にそれぞれ記載されたとおりである。

⑵　協定債権者のうち、別表の「リース会社名」欄に名称が記載された各協定債権者の有する協定債権額は、基準日を平成29年３月15日（本件特別清算開始決定日）として、「H29．３．15現在」欄にそれぞれ記載されたとおりである。

第２　債務の弁済及び免除

1　弁済基準額

弁済実施時において、各協定債権額から上記第１記載の基準日以降になされた回収（プロラタ弁済、担保物件の売却、保証人による弁済等を含む）に係る額を控除したものを弁済基準額とする。ただし、未売却の担保物件を有する協定債権者の協定債権については、さらに、当該担保物件の評価額を控除する。

2　弁済原資

弁済実施時において、清算株式会社の有する流動資産から必要な費用を控除した残額を弁済原資とする。

3　弁済の実施

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定後１ヵ月以内に、弁済原資を各弁済基準額の割合に応じて弁済する。

4　免除

清算株式会社は、前項に定める弁済を実施したときは、弁済額を超える協定債権の残額全部について免除を受ける。

5　追加弁済

第３項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各弁済基準額の割合に応じて弁済する。この場合において第４項の規定に基づく残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

第３　通則

1　弁済の方法

本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

2　端数の処理

割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

（別表省略）

徳島地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

平成２９年（再）第２０号

東京都港区赤坂２丁目12番31号
再生債務者　タカタ株式会社
特別調査期間　平成30年５月17日から平成30年５月18日まで
平成30年３月16日

東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２９年（再）第４１号

東京都葛飾区東金町５丁目８番14号
再生債務者　墨東建材工業株式会社
決定の要旨　平成30年２月28日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成30年３月14日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第２０号

東京都港区赤坂２丁目12番31号
再生債務者　タカタ株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成30年２月28日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成30年５月23日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成30年５月15日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成30年５月９日
平成30年３月16日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第２１号

佐賀県多久市東多久町大字別府2195番地４
再生債務者　タカタ九州株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成30年２月28日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成30年５月23日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成30年５月15日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成30年５月９日
平成30年３月16日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第２２号

東京都港区赤坂２丁目12番31号
再生債務者　タカタサービス株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成30年２月28日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成30年５月23日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成30年５月15日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成30年５月９日
平成30年３月16日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第１２号

千葉県習志野市東習志野２丁目18番44―619号
再生債務者　澤口祐政こと　宋　　南政
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月20日から平成30年５月７日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再イ）第３３号

千葉県浦安市富岡３丁目３番Ｆ―1015号
再生債務者　石井　秀平
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月20日から平成30年５月７日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再イ）第１２号

神奈川県座間市相武台３丁目27番44―305号　三協相武台駅前ハイツ
再生債務者　杉本　泰孝
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月20日から平成30年４月27日まで

横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（再イ）第２２号

兵庫県尼崎市立花町３丁目15番28号　Ｇｒａｚｉｅ里303
再生債務者　滝田　雄介
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月６日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月13日から平成30年４月27日まで

神戸地方裁判所尼崎支部